



報道関係者 各位

令和元年 9月13日

【照会先】

奈良労働局労働基準部監督課

課長 喜瀬 真太郎

地方労働基準監察監督官 渡邊 慎一

(電話) 0742-32-0204

あと半年ですよ、、有給休暇の5日取得

～最も早い場合で、令和2(2020)年3月31日に迫る「労働者への年次有給休暇の最低5日付与」ルールへの確実な対応をお願いします～

奈良労働局では、県内全ての事業主の方々を対象に、9月から11月の期間中、改正労働基準法に基づく「労働者への年次有給休暇の最低5日付与」ルールについて、最も早い場合(平成31[2019]年4月1日に年次有給休暇が付与された労働者)で労働者に取得させる期限(令和2[2020]年3月31日)まで約半年となることから、リーフレットの配布や説明会での周知を通じて各事業主の確実な対応を呼び掛けていきます。

●労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。(※)

(※)年次有給休暇(労働基準法第39条)

雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者(管理監督者を含む)には、年10日間の有給休暇が付与されます。

●継続勤務6年6か月で年20日が限度となります。

●パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

●年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。

●このため、今般、労働基準法が改正され、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。

【参考】リーフレット「あと半年ですよ、、有給休暇の5日取得(奈良労働局版)」(次頁参照)

おや、危なかったですねえ
あと半年ですよ、
お忘れではないですか？



有給休暇（最低でも）5日取得

労働者を1人でも雇用する事業主は、
平成31(2019)年4月1日付けで年次有給休暇を
10日以上付与した労働者に対し、
令和2(2020)年3月31日まで()の1年間に
最低でも5日取得させることが義務付けられています。
()最も早い場合

【年5日の年次有給休暇の確実な取得（改正労働基準法）】

《注》年5日の年次有給休暇の確実な取得は、2019年4月以降に年次有給休暇を10日以上付与される労働者が対象です。

2020年3月31日までに最低5日の年次有給休暇を取得させる必要がある方
例)2018/10/1以前入社 法定の年次有給休暇付与日(基準日)：2019/4/1



付与日(基準日)	最低5日の年次有給休暇取得期限
2019年4月1日	2020年3月31日
2019年5月1日	2020年4月30日
2019年6月1日	2020年5月31日
.....

詳しいパンフレットは

年5日 有給休暇

検索

相談窓口のご案内


働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援

<p>働き方改革 推進支援センター</p>	<p>働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。</p> <p>検索ワード：働き方改革推進支援センター</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html</p> 
<p>産業保健総合支援 センター</p>	<p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。</p> <p>検索ワード：産業保健総合支援センター</p> <p>https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.asp</p> 
<p>よろず支援拠点</p>	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。</p> <p>検索ワード：よろず支援拠点</p> <p>https://yorozu.smrj.go.jp/</p> 
<p>商工会 商工会議所 中小企業団体中央会</p>	<p>経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。</p> <p>検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ</p> <p>http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754</p> <p>検索ワード：全国の商工会議所一覧</p> <p>https://www5.cin.or.jp/ccilist</p> <p>検索ワード：都道府県中央会</p> <p>https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm</p>   
<p>ハローワーク</p>	<p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。</p> <p>検索ワード：ハローワーク</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</p> 
<p>医療勤務環境改善支援 センター</p>	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。</p> <p>検索ワード：いきサポ</p> <p>https://iryu-kinmukankyuu.mhlw.go.jp/information/</p> 

働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律について

<p>労働基準監督署 労働時間相談・支援コー ナー</p>	<p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。</p> <p>検索ワード：労働基準監督署</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku</p> 
<p>都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）</p>	<p>正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。</p> <p>検索ワード：都道府県労働局</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku</p> 